

2026 年 7 月

お客さま 各位

株式会社 北都銀行

ブライトワン会員規約改定のお知らせ

平素より北都銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当行は 2027 年 1 月の株式会社荘内銀行との合併※、およびシステム統合に向けて準備を進めております。

合併に伴い、カード会員規約を改定いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

当行は、今後もより良いサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※銀行合併に関わる関係当局の許認可の取得が前提となります。

記

1. 適用開始日

2027 年 1 月 1 日

2. 改定対象カード

一般カード、ゴールドカード

3. 改定内容

次ページ新旧対照表の下線部分が改定箇所となります。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北都銀行 個人営業部

TEL 018-837-1946 【受付時間】 平日 9:00～17:00

フィデアブライトワン会員規約

改定後	改定前
第 1 部 一般条項	第 1 部 一般条項
第 1 章 会員の資格	第 1 章 会員の資格
第 1 条（本会員） 1.株式会社フィデア銀行（以下「当行」という）に、本規約承認のうえフィデアブライトワン（以下「カード」という）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。 2.本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」という）を指定するものとします。	第 1 条（本会員） 北都銀行（以下「当行」という）に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした個人のうち、当行が適格と認めた方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
第 2 条（家族会員） 1. 本会員が本会員の代理人として指定し本条第 2 項及び第 3 項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方 <u>1 名を限度として</u> を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）及び会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。 2. 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。 3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 1 項に規定する代理人でなくなった場合あるいは代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前 2 項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。	第 2 条（家族会員） 1. 本会員が本会員の代理人として指定し本条第 2 項及び第 3 項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方を家族会員（以下本会員と家族会員を「会員」という）とします。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」という）及び会員番号を本規約に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規約に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。 2. 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。 3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 1 項に規定する代理人でなくなった場合あるいは代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前 2 項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。

改定後	改定前
1 1． 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 1 2． 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 ①カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合 ②会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合 ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合 1 3． 本条に定める利用枠は、第 6 項、本条第 8 項および第 9 項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。	1 1． 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 1 2． 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 ①カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合 ②会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合 ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合 1 3． 本条に定める利用枠は、第 6 項、本条第 8 項および第 9 項の定めにかかわらず、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により、増額することができるものとします。但し、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。
<u>削除</u>	第 1 0 条（複数カード保有における利用の調整） 1． 本会員が、当行が発行するVISAカードを保有する場合若しくはこれと共に当行発行の提携カードを保有する場合等、本会員として当行から複数のカードを貸与されているときは、原則として、そのすべてのカードを通算して第 9 条の規定を適用するものとします。 2． 前項の場合、当行は、リボルビング払い、分割払い、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか 1 枚に限定することができるものとします。

改定後	改定前
<u>第 5 0 条 （業務の委託）</u> <u>当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報の保護措置を講じたうえで委託できるものとします。</u>	定めなし
<u>第 5 1 条 （外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）</u> <u>日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。</u>	定めなし
<u>第 5 2 条 （規定の適用）</u> <u>本規約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定により取扱います。</u>	定めなし

